

公募による公告（飯綱町普通財産売却公募公告）

次の普通財産の売却について、公募方法による売却を行うので、飯綱町普通財産譲渡事務取扱要綱第 14 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 6 月 1 日

飯綱町長

1 公募による売却物件

物件 番号	物件名	所在地	地目 (種類)	土地面積 (床面積)	備考
1	扇平団地 3	飯綱町大字赤塩 195-5	宅地	299.24 m ²	
2	扇平団地 1 4	飯綱町大字赤塩 195-14	宅地	299.02 m ²	
3	扇平団地 2 6	飯綱町大字赤塩 111-8	宅地	299.06 m ²	
4	からまつの丘 5	飯綱町大字川上 2755-2471	雑種地	1,023 m ²	
5	からまつの丘 5 0	飯綱町大字川上 2755-2573	雑種地	1,005 m ²	
6	からまつの丘 5 1	飯綱町大字川上 2755-2572	雑種地	1,004 m ²	
7	からまつの丘 6 2	飯綱町大字川上 2755-2576	雑種地	1,044 m ²	
8	からまつの丘 6 5	飯綱町大字川上 2755-2482	雑種地	1,052 m ²	

2 応募資格に関する事項

次に掲げる者は、参加（代理人としての参加を含む）することができない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する者
- (2) 特別の理由がある場合を除き、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 飯綱町の行った普通財産の譲渡に関し、正当な理由がなく契約を履行しなかった者及び正当な理由がなく契約の締結をしなかった者で、その事実があった日から 3 年間が経過していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 7 条の規定により指定された暴力団及びその構成員
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による更生手続き開始の申立てがなされている法人
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供しようとする者

3 応募申込の受付

(1) 応募希望者は次の書類を提出すること。

ア) 普通財産譲与（譲渡）申請書

イ) 印鑑証明書

ウ) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書（法人の場合は、法務局発行履歴事項全部証明書）

エ) 誓約書（様式第3号）

(2) 受付期間 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

（ただし、土・日・祝祭日は除く）

(3) 受付時間 午前9時00分から午後5時まで

(4) 受付場所 扇平団地について：飯綱町役場 総務課財政係

からまつの丘について：飯綱町役場 産業観光課商工観光係

4 売買価格

物件番号	物件名	所在地	地目 (種類)	土地面積 (床面積)	販売価格
1	扇平団地3	飯綱町大字赤塩 195-5	宅地	299.24 m ²	4,649,000 円
2	扇平団地14	飯綱町大字赤塩 195-14	宅地	299.02 m ²	4,646,000 円
3	扇平団地26	飯綱町大字赤塩 111-8	宅地	299.06 m ²	4,646,000 円
4	からまつの丘5	飯綱町大字川上 2755-2471	雑種地	1,023 m ²	4,135,000 円
5	からまつの丘50	飯綱町大字川上 2755-2573	雑種地	1,005 m ²	4,063,000 円
6	からまつの丘51	飯綱町大字川上 2755-2572	雑種地	1,004 m ²	4,059,000 円
7	からまつの丘62	飯綱町大字川上 2755-2576	雑種地	1,044 m ²	4,818,000 円
8	からまつの丘65	飯綱町大字川上 2755-2482	雑種地	1,052 m ²	4,254,000 円

5 当選者の決定方法

公簿受付期間内の最も早い日に申込みをした者を応募資格の確認後当選者と決定する。ただし、同日、同一物件に複数の申込みがある場合は、公開の抽選により当選者を決定する。

6 契約の条件

譲渡物件の売買契約に締結に際し、次の内容の条件を付すこととします。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業の用に供する土地利用

(2) 騒音、振動、その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用

(3) その他公序良俗に反する土地利用

7 契約保証金

契約金額の10分の1

8 その他

契約条項の詳細は、契約書案のとおりとする。